

「東京都子供・若者計画」(案)に関する意見募集に寄せられたご意見について

計画案について、都民の皆様のご意見を平成27年7月22日から8月4日まで募集した結果、12名の方からご意見をいただきました。計画の取りまとめに当たっては、寄せられた意見を十分参考とさせていただきます。また、個別事業の進め方に関する意見については、所管局に伝達するほか、今後、計画を推進するに際しての参考とさせていただきます。

※類似の意見は1つに集約している場合があります。

○ 計画全体

No	事項	ご意見(要旨)	東京都の考え
1	—	「子供」の表記を「子ども」としてほしい。	法律や計画等の名称において「子ども」と表記されている場合を除き、都では「子供」と表記しています。
2	—	子どもにとっては、保護者との接し方すべてがコミュニケーションの取り方の学びであるため、親に対する支援を盛り込んでほしい。	第3章の基本方針Ⅲ「1 家庭の養育力・教育力の向上」等による取組を推進していきます。
3	—	子どもは社会全体で育むべき。	頂いた趣旨の内容は本計画の「施策推進の視点」の3として掲げています。
4	—	東京の「子供・若者」の置かれた現状、特徴を踏まえた取組となっているのか。	東京の現状を踏まえて策定しています。
5	—	「子どもの貧困」の実態と課題が盛り込まれていないが、「子供の貧困対策計画」を策定するのか。	子供の貧困については、本計画や「子供・子育て支援総合計画」等に、支援が必要な子供たちへの様々な支援を盛り込み、都の関係各局が連携して総合的に推進していきます。

○ 第2章 計画の「理念」・「基本方針」

No	事項	ご意見(要旨)	東京都の考え
6	3 施策推進の視点	子どもの権利擁護のため、第三者的立場の者が必要であるため、「子どもオンブズマン」を設置してほしい。	子供たちからの「いじめ」、「体罰」、「虐待」などの相談をフリーダイヤルで受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを行っています(子供の権利擁護専門相談事業)。
7	5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携	家庭の在り方について、『家庭がしつけや基本的な生活習慣を教えなければ、学校や地域が教えても日常生活の中にはなかなか根付かない』との記載や『家庭は子供の教育の原点であると同時に最終責任者である』との記載は、家庭に全て責任があるように見えるため削除してほしい。	第2章では子供・若者の成長を、子供に関わる家庭、学校、地域、社会がそれぞれの特性を生かしながら相互に協力して重層的に支援していくことを前提として、家庭教育の重要性や親(保護者)の役割の重要性を記載しています。その上で、第3章の基本方針Ⅲにおいて、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や社会全体で家庭の養育力・教育力の向上を支援していく取組を記載しています。
8	5 子供・若者の成長に関わる家庭・学校・地域・社会の役割と連携	子育ては地域で取り組む必要があるため、「地域」に期待される役割として、「冒険遊び場」(同年代の子ども同士が戸外で遊びを通して関わる体験)について記載してほしい。	地域における遊びの場としては様々なものがあることを踏まえ、第2章の地域の役割において、遊びや運動などを通じ、体験的に学ぶ場であることを記載しています。

○ 第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

No	事項	ご意見(要旨)	東京都の考え
9	I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援	児童相談所の拡充を図ってほしい。	都はこれまで、子供家庭総合センターや江東児童相談所の整備、それに伴う一時保護所の定員の拡充、児童福祉司や児童心理司の増員、虐待対策班の設置など、児童相談所の体制強化に取り組んできました。今後とも、地域の関係機関と連携を図りながら、児童相談等に的確に対応していきます。
10	I 1 社会的自立に向けた「基礎の形成」	小学校において病気になりにくいことは重要であるため、BMI22を道徳教育に盛り込んでほしい。	ご要望と受け止めます。
11	I 1 社会的自立に向けた「基礎の形成」	子どもは遊びを通して、自主性、意欲、探究心、感性等を育むため、「就学前教育の充実」において「遊びの重要性」を盛り込んでほしい。	第2章の4発達段階に応じた支援の重要性の乳幼児期において、遊びなどの生活の中での学びについて記載しています。
12	I 3 社会的自立・職業的自立を支援	大学卒業後に就職できずにひきこもる人も少なくなく、新卒者でない人の就職は困難であるため、職業訓練校の増設や、在籍の間の生活補助を実施してほしい。	都では、社会的ニーズに応じて職業訓練の充実を引き続き図っていきます。なお、職業訓練期間中の生活を支援するための給付としては、厚生労働省が職業訓練受講給付金(求職者支援制度)を設けています。
13	I 4 学びの機会の確保	家の経済状況を鑑みて学費基準で進学先を選んでいる現実があるため、高校時の都からの就学援助を手厚くしてほしい。 返済不安から(奨学金を)借りることをやめ、進学をあきらめたり、高校生がバイト漬けとなって生活に支障が出たりすることのないよう、高校生の「奨学給付金」について返済不要が明確にしてほしい。	I「4 学びの機会の確保」による取組を推進していきます。 高校生への支援としては、一定収入未満の世帯を対象として授業料に充てるための就学支援金の給付と、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減する奨学給付金とがあります。いずれも世帯や保護者の負担能力等に応じた経済的支援となりますが、返済は不要です。
14	I 4 学びの機会の確保	高等教育に対する給付型の奨学金を整備してほしい。	文部科学省は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実等を行っています。
15	II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援	メディエーションは、自分の意見を相手に伝え、相手の話を聴くことにより相手の立場や考えを尊重するものである。いじめ防止、ひきこもり対策、非行少年の社会復帰等のためにメディエーション教育を活用してほしい。	ご要望と受け止めます。
16	II 1【3 障害のある子供・若者への支援】	インクルーシブ教育を推進する必要があるため、普通学級に在籍する障害を持つ子供がいるだけでなく、学べるよう工夫してほしい。	II 1【3 障害のある子供・若者への支援】において全ての学校における特別支援教育の充実に関する取組を記載しています。
17	II 1【3 障害のある子供・若者への支援】	特別支援学校の卒業後の受け入れ先を充実してほしい。	II 1【3 障害のある子供・若者への支援】において、日中活動の場の整備・運営の支援等など、様々な取組を記載しています。
18	II 1【4 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策】	公務において、若者が正規として就職できる場所を確保してほしい。特に、非正規がすすんでいる公務員においては、非正規を正規におきかえてほしい。自治体所有の認可保育園の増設を行い、保育士資格をもつ青年の就職を確保してほしい。	都では、個々の職務内容及び業務量等に応じて、常勤職員、非常勤職員及び臨時職員など最も適切な職を設置しています。 また、区市町村立保育所の整備については、各区市町村の判断により行われています。

19	Ⅱ 1【5 ひきこもり対策】	若者のひきこもりの支援のため、民間への支援による中間的就労の場を作ってほしい。	Ⅱ 1【5 ひきこもり対策】における「東京若者社会参加応援事業」において、NPO法人等が様々な社会体験活動の場を提供しています。また、本年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、区市等に設置された自立相談支援機関において様々な課題を抱える生活困窮者を対象にした相談支援や、対象者の状況にあった就労準備支援事業等の実施、又は、民間事業者における就労訓練事業の仕組みが導入され、都としても、これらの取組を支援しています。
20	Ⅱ 1【5 ひきこもり対策】	「やり直し」ができる社会であるというメッセージを盛り込んでほしい。	第2章3の「施策推進の視点」において、「一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点」を置き、子供・若者自身の選択を最大限尊重することを打ち出しています。また、第3章の基本方針Ⅱにおいては、個別の困難な状況に陥った場合においても立ち直りを支援していくことを基本としています。
21	Ⅱ 1【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】	外国においてスラム街の一斉清掃により犯罪率が減少した例があるため、清掃活動を導入してほしい。	ご要望と受け止めます。
22	Ⅱ 1【7 ひとり親家庭に育つ子供への支援】	ひとり親家庭に対する経済的支援を充実し、ホームビジター(子どもとの関わり方等を一緒に考えてくれる)等の第三者による支援を行ってほしい。	Ⅱ 1【7 ひとり親家庭に育つ子供への支援】による取組に記載しているひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当や児童育成手当を支給するとともに、東京都ひとり親支援センター「はあと」では、ひとり親家庭の子育てや生活全般に関する相談を行っています。お住まいの区市町村の子供家庭支援センターなどの子育て相談窓口やひとり親家庭の相談窓口である母子・父子自立支援員などでも相談できます。
23	Ⅱ 1【9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	教員等子どもを取り巻く大人に対する「性的少数者への理解を深める活動」の必要性を盛り込んでほしい。	『人権尊重の社会』等を作成、配布し、子供を取り巻く大人に対する啓発に努めています。
24	Ⅱ 1【9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】	日本の性教育は、性行為のリスクを教えることが不十分であるため、性教育を充実してほしい。	I 2【3 健康・安全に生活できる力を養う】において学校の取組を記載しています。
25	Ⅱ 2【2 社会的養護体制の充実】	「都営住宅の優先入居」の対象者に児童養護施設の退所者を加えてほしい。	ご意見として承ります。
26	Ⅱ 2【2 社会的養護体制の充実】	児童養護施設の退所者は離職率が高いため、児童養護施設の退所者が相談にいける窓口を設置してほしい。	Ⅱ 2【2 社会的養護体制の充実】による取組を推進していきます。児童養護施設には自立支援コーディネーターを配置し、退所児童のアフターケアを実施しています。また、施設退所後等に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として「ふらっとホーム」(地域生活支援事業)を都内2か所で運営しています。また、I 3【3 様々な就労支援】にあるようにわかものハローワークなどによる支援もあります。

○ 第4章 推進体制等の整備

No	事項	ご意見(要旨)	東京都の考え
27	推進体制等の整備	子供・若者を年齢的に包括し、それぞれが抱える課題などを一括で担当する部署が必要であるため、区市町村における子供・若者施策についての専門部署の設置を促して欲しい。	子供・若者支援に係る専門部署については、各区市町村が実情に応じて設置を進めています。都は、各区市町村の取組を支援していきます。
28	推進体制等の整備	相談機関等への交通費等の「実費負担の原則」により必要な支援を選択できない子供・若者が存在するため、家庭の状況により必要な支援を選択できない子供・若者への具体的な取組を行ってほしい。	ご要望と受け止めます。
29	推進体制等の整備	抱えている問題を知られてしまう不安や恐怖から地域・地域の支援を仰ぐことができない学齢期にある子供・若者が近隣、又は遠方の支援を仰ぐことができるようにすることが必要であるため、広域的包括連携についても実施してほしい。	第4章「推進体制等の整備」に基づき、今後設置を促進していく「子供・若者支援地域協議会」等の場において、一人一人の子供・若者に適切な支援を行うこととなります。利用者のニーズに応じて適切な支援が受けられるよう、区市町村と連携しながら検討していきます。

○ その他

No	事項	ご意見(要旨)	東京都の考え
30	—	日本は地震大国。子どもや若者にとって、想定される首都直下地震や南海トラフ地震は、遠い未来のことではない。減災に繋がる子どもの支援策に取り組んでほしい。	I「2 社会形成、社会参加できる力の育成」において、全ての子供が生涯にわたって自身の安全を守るとともに、他者や社会の安全に貢献できることを目指した防災教育について記載し、推進していきます。
31	—	安定して働ける規制をかけることや、最低賃金のアップなどにより、労働環境を改善するよう、都内の企業に働きかけてほしい。	都では、雇用環境の整備に取り組む中小企業に対して、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。
32	—	都内では家賃が高く、公営住宅も一人暮らしの若者の利用も難しく、暮らしにくくなっている。また、子育て世代においても必要な間取りを確保する経済的余裕がなく子供のプライバシー等の問題もある。経済的困窮からくる住環境にも目を向けてほしい。	本年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、区市等に設置された自立相談支援機関において様々な課題を抱える生活困窮者を対象にした相談支援をはじめ、住居を喪失した方や喪失のおそれのある方を対象に有期で家賃給付を行う住居確保給付金制度が導入され、都としても、これら区市の取組の促進を支援しています。 ・都営住宅では、入居者の募集に当たり、子育て世帯の当せん倍率の優遇制度や若年ファミリー世帯向けの期限つき入居等を実施し、若い世代の入居を促進しています。
33	—	大人数の授業では理解に格差が生じ、不登校にもつながるため、小学校低学年から「少人数学級」を実施し、そのための教職員の増員を行ってほしい。	I 1【2 確かな学力の育成】の記載のように小中学校では、「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導や反復学習を行うことで「できないこと」「わからないこと」をそのままにしない学習を徹底していきます。
34	—	都内各地に様々な「居場所」があることを明記し、公的支援や情報提供を充実してほしい。	「居場所」については、Ⅲ「2 家庭・地域と一体となった学校の活性化」に記載しております。今後、第4章「推進体制等の整備」に基づき、都と区市町村、民間団体等との連携の中で適切な情報提供を行っていきます。
35	—	DVなどによる望まない妊娠をゼロにすることは難しいため、「こうのとりのゆりかご」のようなところを設置してほしい。	都では、保健所・保健センター、女性相談センター、児童相談所等、妊娠・出産・子供の育成に係る悩みを抱える方への相談体制を整備しています。